

平成26年11月28日

スポーツ・文化複合施設整備等事業に係る自主的環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

標記事業について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に準じて自主的環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 事業者
川崎市川崎区宮前町8番19号 TKビル202号
株式会社アクサス川崎 代表取締役 築瀬 正
- 2 事業の名称及び所在地
スポーツ・文化複合施設整備等事業
川崎市川崎区富士見1丁目1-4及び1-6の一部
- 3 自主的環境影響評価審査書公告年月日
平成26年11月28日（金）
- 4 問合せ先
 - (1) 事業計画について
窓口：川崎市 市民・こども局 スポーツ・文化複合施設整備推進室
電話：044-200-3758
 - (2) 環境影響評価について
窓口：株式会社環境管理センター 環境ソリューション部
電話：042-586-6820
 - (3) 建築計画（設計関係）について
窓口：日本設計・鹿島建設設計共同企業体
代表 株式会社 日本設計 建築設計群
電話：050-3139-7020
 - (4) 施工計画（工事関係）について
窓口：鹿島建設株式会社 横浜支店 建築部 生産計画グループ
電話：045-641-8747

（川崎市環境局環境評価室担当）
電話 044-200-2156

スポーツ・文化複合施設整備等事業に係る自主的環境影響評価審査書

平成26年11月

川崎市

はじめに

スポーツ・文化複合施設整備等事業（以下「事業」という。）は、株式会社アクサス川崎（以下「事業者」という。）が、富士見公園の敷地の一部である川崎区富士見1丁目1-4他の約1.3haの区域において、既存の川崎市体育館等を解体し、体育館とホールの複合機能を持った複合施設を整備するものである。

事業者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成26年8月12日に自主的環境影響評価実施申出書及び自主的環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて準備書を公告、縦覧したところ、市民等から意見書の提出があったことから、事業者が作成した自主的環境影響評価見解書（以下「見解書」という。）の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本自主的環境影響評価審査書（以下「審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 事業の概要

(1) 事業者

名 称：株式会社アクサス川崎

代表者：代表取締役 築瀬 正

住 所：川崎市川崎区宮前町8番19号 TKビル202号

(2) 事業の名称及び種類

名 称：スポーツ・文化複合施設整備等事業

種 類：川崎市環境影響評価に関する条例第74条に基づく自主的環境
影響評価

(3) 事業を実施する区域

位 置：川崎市川崎区富士見1丁目1-4及び1-6の一部

区域面積：約13,230 m²

用途地域：商業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

体育館とホールの複合機能を持った複合施設の整備

イ 土地利用計画

区分	面積 (㎡)	構成比 (%)	備考
計画建物	約 9,283	70.2	—
車路・通路	約 3,057	23.1	—
駐車場	約 156	1.2	・駐車場約 80 台 (地上約 10 台、地下約 70 台)
バイク置場・駐輪場	約 282	2.1	・バイク約 5 台 (地上) ・駐輪場約 430 台 (地上)
緑化地	約 452	3.4	—
合計	約 13,230	100.0	—
関連区域	約 294	—	仮設南北自由通路

注) 関連区域の仮設南北自由通路は、現況では計画地内を通る南北通路を事業者が本事業に先立って計画地東側に設置するものであり、計画区域には含まれない。

ウ 建築計画等

区分	計画建物	
敷地面積	約 13,230 ㎡	
建築計画	建築面積	約 9,283 ㎡
	建ぺい率	約 70.2%
	延べ面積	約 25,008 ㎡
	容積対象床面積	約 22,262 ㎡
	容積率	約 168.3%
	階数	地上 5 階、地下 1 階
	建物最高高さ	約 28.6m
	構造	鉄骨造 (地下部は鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造含む)
	駐車場・駐輪場台数	自動車約 80 台、バイク約 5 台、自転車約 430 台
主要施設	体育館、ホール、会議室 等	
緑被率	約 15.1%	

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本事業は、体育館とホールの複合機能を持った複合施設の整備であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策や供用時の日照障害等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.04600ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.04776mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.1987ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を、浮遊粒子状物質が0.0975mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を、それぞれ満足すると予測している。さらに、建設機械の集中的な稼働を抑制するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の大气質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.04497ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.04431mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、待機中のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大气質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑（緑の質、緑の量）

(ア) 緑の質

本計画における主な植栽予定樹種には、耐陰性、耐乾性を持つ樹種も含まれており、計画地の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 240 m³と予測している。また、計画地内の植栽土壌は、地表から約 40cm 程度の深度までは植栽に適した土壌であるが、約 40 cm 以深では、土壌は固く腐植（有機物）の乏しい、植物の生育に適さない土壌であると予測している。これに対し、根を張りやすくするために、必要に応じて下層基盤の耕耘等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保や屋上緑化の構造等について、市関係部署と協議すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 15.1% で、地域別環境保全水準（15%）を上回り、植栽本数は、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、周辺のイチョウ並木や街路樹等の緑との連続性等に配慮し、計画建物の周囲や計画地の外周部に緑化地を配置するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、緑被率は屋上緑化を含めたものであり、その将来にわたる担保を図るとともに、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地南側敷地境界付近において 67.1 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）

を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中的な稼働を抑制するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において、63.4～66.8 デシベルで、予測した全ての地点で環境基準（70 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、待機中のアイドリングストップ等のエコドライブを徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時における冷暖房施設等の設置に伴う等価騒音レベルの最大値は、北西側の敷地境界において 17.5 デシベル、北西側以外の敷地境界において 22.0 デシベルで、環境基準（北西側の敷地境界：55 デシベル以下、北西側以外の敷地境界：60 デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、設備機器の整備点検を行うという環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地西側敷地境界において 56.4 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、最新の低振動型工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時間帯において、47.4～50.2 デシベルで、振動感覚閾値（人が振動を感じ始めるレベルとされる通常 55 デシベル）を下回ると予測し、さらに、一時的に工事用車両の運行が集中しないように努めるなどの

環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

エ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

既存建物等の撤去及び建設工事の実施に伴い、工事中に発生する産業廃棄物は、がれき類約 11,043 トン等、合計約 12,454 トン、汚泥約 10,465 m³と予測している。また、資源化量は、がれき類約 11,032 トン等、合計約 12,214 トン、汚泥約 4,249 m³と予測し、最終処分量は、がれき類約 11 トン等、合計約 207 トン、汚泥約 6,216 m³と予測している。これらについては、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託し、適正に収集運搬、処分を行うとしている。また、既存建物等の撤去時に石綿含有産業廃棄物が発生すると予測しているが、解体撤去に当たっては、飛散・流出等がないように石綿含有建材（成形板）を湿潤化して、原則手ばらしで撤去し、石綿含有産業廃棄物の運搬及び処分に当たっては、シート掛け等を行い適正に運搬し、埋立処分をすすとしている。さらに、プレキャスト製品等を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

(イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土の量は約 66,855 m³、埋め戻し土量は約 2,658 m³、搬出量は約 64,197 m³と予測し、これらは「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づき、可能な限り計画地内の埋め戻し土等として再利用に努め、場外に搬出する場合は、処分地を指定して適正に処理・処分を行うとしている。さらに、場外搬出時は荷台に

シートを被覆するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景 観

本計画の実施により、計画建物が出現するが、計画地及びその周辺の文教・厚生施設等が存在する地域景観に合わせて計画建物を配置することで、現在と類似した景観構成要素になり、主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度は小さいと予測している。また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、中景域においては、スカイラインに変化はなく、近景域においては、変化する地点があるが、道路沿道に面した計画地内に緑化地を設けることで、周辺の街並みと調和した市街地景観が形成されることから、眺望の変化の程度は小さいと予測している。さらに、色調を周辺の住宅や街並みに配慮したものとするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と協議すること。

カ 日照障害

本計画の実施により冬至日の平均地盤面において日影の影響を受ける建物は20棟で、その内訳は、1時間未満が13棟、1時間以上2時間未満が3棟、2時間以上3時間未満が1棟、3時間以上4時間未満が1棟、5時間以上6時間未満が1棟、8時間が1棟と予測し、特に配慮すべき計画地北側の保育園に及ぼす影響は3時間未満と予測している。また、建物の配置を南側に寄せ、北側へ段階的に低くするなど環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の住環境に著しい影響を与えないとしている。

しかしながら、冬至日の平均地盤面において日影の影響を大きく受ける建物があり、その影響が懸念されることから、日影の影響につい

てできる限り低減する措置を講ずるよう努めること。また、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

本計画の実施によるテレビ受信障害について、地上デジタル放送では、東京スカイツリーの県域局で南西方向に遮へい障害が発生し、影響を受ける可能性のある建物棟数は6棟と予測し、東京スカイツリーの広域局、東京タワー及び横浜局で遮へい障害が発生するが、その範囲は、周辺の道路内又は隣接するテニスコート内に収まると予測し、地域的な反射障害はほとんど生じないと予測している。また、衛星放送では、東方向に遮へい障害が発生するが、その範囲は、計画地内又は隣接するテニスコート内に収まると予測している。これに対し、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分に協議し、必要な対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質は維持され、かつ、現状を悪化させないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑について、工事用車両及び工事中交通量のピーク日ピーク時間帯における交差点需要率は0.411～0.583で、円滑な交通処理が可能と判断される交差点需要率0.9を下回り、工事用車両及び工事中交通量のピーク日ピーク時間帯における流入車線の混雑度は0.100～0.993で、円滑な交通処理が可能と判断される混雑度1.0を下回ると予測している。さらに、施工計画の改善及び工程の平準化を図るなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全について、工事用車両ルートである富士見通りにおいては、一部で通学路の指定がされているが、主要な交差点には歩道橋が設けられ、マウンドアップされた歩道により、歩道と車道が分離されていることから、工事用車両の走行に伴う周辺地域の交通安全は

確保されると予測している。さらに、工事中における児童の登校時間帯には工事用大型車両の出入りが少なくなるように調整するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、工事の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対して工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成26年	8月12日	自主的環境影響評価実施申出書及び準備書の受理
	8月19日	準備書公告、縦覧開始
10月	2日	準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
	10月29日	見解書の受理
11月	5日	見解書公告、縦覧開始
	11月19日	見解書縦覧終了
	11月28日	審査書公告、事業者宛て送付